

○新潟市高齢者支援センター条例

平成16年12月24日

条例第63号

改正 平成17年7月1日条例第52号

平成18年12月21日条例第71号

平成21年7月7日条例第39号

(設置)

第1条 高齢者の閉じこもりの防止、介護予防及び健康増進を図るため、新潟市高齢者支援センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
西川高齢者ふれあいセンター	新潟市西蒲区旗屋701番地2
中之口高齢者支援センター	新潟市西蒲区福島313番地1

(平18条例71・平21条例39・一部改正)

(休館日)

第2条の2 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 1月2日及び3日並びに12月29日から同月31日まで

2 市長は、前項の規定にかかわらず、センターの管理上特に必要があると認める場合は、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(平17条例52・追加)

(利用時間)

第2条の3 センターの利用時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 西川高齢者ふれあいセンター(以下「ふれあいセンター」という。) 午前10時から午後3時まで
- (2) 中之口高齢者支援センター(以下「支援センター」という。)(多目的ホール(以下「ホール」という。)を除く。) 午前9時から午後4時まで
- (3) ホール 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更す

ることができる。

(平17条例52・追加)

(利用者の範囲)

第3条 センターを利用することができる者は、次に掲げる者及び市長が必要と認める者とする。

- (1) ふれあいセンターにおいては、市内に住所を有する60歳以上の者で、家に閉じこもりがちなもの及び日常生活訓練等が必要なもの(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項及び第4項に該当する者を除く。)
- (2) 支援センター(ホールを除く。)においては、市内に住所を有する65歳以上の者で、身体の虚弱等の理由により、日常生活を営むことに支障があるもの
- (3) ホールにおいては、60歳以上の者で、ゲートボール場としてホールを利用しようとするもの

(平17条例52・一部改正)

(利用の許可)

第4条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の許可に、センターの管理上必要な条件を付けることができる。

(利用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項に規定する感染症をいう。)にかかり、感染症がまん延するおそれがあると認められるとき。
- (3) センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上支障があると認めるとき。

(利用の取止めの申出)

第6条 センターの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、センターの利用を取り止めようとする場合は、市長にその旨を申し出なければならない。

(許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例の規定による許可を取

り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはセンターからの退去を命じることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反している者
- (2) 偽りその他不正な行為により許可を受けた者
- (3) 許可の条件又は職員の指示に従わない者

2 市長は、センターの管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、利用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(行為の禁止)

第8条 利用者は、センターにおいて次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備を損傷する行為
- (2) 他の者に迷惑を与える行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上支障があると認める行為

(許可外の利用の禁止)

第9条 利用者は、センターをその許可を受けた目的以外の目的に利用し、又は第三者に利用させることができない。

(特別の設備等の制限)

第10条 利用者は、センターの利用に際し、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(ホールの使用料)

第11条 市長は、ホールの利用につき、その利用者から別表に掲げる使用料を徴収する。

2 使用料は、市長がホールの利用を許可するときに徴収する。ただし、市長は、特別の理由があると認める場合は、別にその使用料の納付期日を定めることができる。

(使用料の免除)

第12条 市長は、規則で定める特別の理由があると認める場合は、その使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の還付等)

第13条 市長は、第7条第2項の規定によりホールの利用の許可を取り消したときは、その取消しに係る既納の使用料を還付する。

2 前項に規定する場合のほか、既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰すことができない理由によりホールを利用できなかったとき。
- (2) 利用者がホールの利用の日の7日前までに利用の取止めの申出をしたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

3 市長は、第11条第2項ただし書の規定による納付期日の決定を受けて、その使用料を納付していない利用者が前項各号のいずれかに該当するときは、その使用料の全部又は一部を徴収しないことができる。

(原状回復)

第14条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに原状に回復しなければならない。

- (1) センターの利用を終了したとき。
- (2) 許可を取り消されたとき。
- (3) 行為の中止を命じられたとき。
- (4) 退去を命じられたとき。

2 市長は、前項の規定による原状回復について必要な措置を命じることができる。

(損害賠償)

第15条 利用者は、センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせる。

(平17条例52・全改，平21条例39・一部改正)

(指定管理者の指定の手続)

第17条 センターの指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、センターの指定管理者として指定するものとする。

- (1) センターの平等利用が確保されること。
- (2) センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものである

こと。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(平17条例52・追加)

(指定管理者の業務の範囲)

第18条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) センターの利用の許可に関する業務

(2) 使用料の納付期日の決定及び免除に関する業務

(3) 第7条の規定による退去等の命令に関する業務

(4) センターで実施する閉じこもりの防止，介護予防及び健康増進を図るために行う事業の実施に関すること。

(5) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(6) その他センターの管理上，市長が必要と認める業務

(平17条例52・追加，平21条例39・一部改正)

(秘密を守る義務)

第19条 指定管理者の役員及び職員は，業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

その職を退いた後も同様とする。

(平17条例52・追加)

(個人情報の取扱い)

第20条 指定管理者は，個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は，業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ，又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(平17条例52・追加)

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

(平17条例52・旧第17条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は，平成17年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成17年3月31日までの間における第16条の規定の適用につい

ては、同条中「社会福祉法人新潟市社会福祉協議会」とあるのは、「社会福祉法人西川町社会福祉協議会」とする。

附 則(平成17年条例第52号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新潟市高齢者支援センター条例の規定により最初に指定管理者の指定をする場合においては、市長は、改正後の第17条の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に改正前の第16条の規定により管理に関する事務を受託している者(以下「受託者」という。)から提出された事業計画書その他規則で定める書類を審査し、受託者がセンターの設置の目的を効果的に達成することができると認めるときは、受託者を指定管理者として指定することができる。

(準備行為)

- 3 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

附 則(平成18年条例第71号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第39号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 中之口高齢者支援センターの指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

別表(第11条関係)

ホールの使用料

利用時間	使用料の額
午前9時から正午まで	1人1回につき 100円
午後1時から午後5時まで	1人1回につき 100円
午前9時から午後5時まで	1人1回につき 200円

備考

- 1 入場料又はこれに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、上表に規定する使用料の額の2倍に相当する額とする。
- 2 市外に住所を有する者が利用する場合の使用料の額は、上表に規定する使用料の額に100円を加えた額とする。